

現在、赤穂市から児童手当または
特例給付を受給している方

0歳から大学生年代(※1)まで子を3人以上養育していますか

はい

いいえ

大学生年代(※1)の子は含まれますか

高校生年代(※2)の児童が含まれますか

はい

いいえ

いいえ

高校生年代(※2)の児童は含まれますか

はい

手続きは
不要です

はい

(3)の手続きが
必要です

高校生年代(※2)の児童は算定児童(※3)
として登録されていますか(※4)

高校生年代(※2)の児童は算定児童(※3)
として登録されていますか(※4)

はい

いいえ

はい

いいえ

(3)の手続きが
必要です

(2)の手続きが
必要です

手続きは
不要です

(2)の手続きが
必要です

- (※1) 大学生年代とは、平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子で、受給者の経済的負担のある子
- (※2) 高校生年代とは、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童
- (※3) 算定児童とは、多子加算を判断するために児童としてカウントされる子どもを指します。
- (※4) 過去に赤穂市で児童手当の支給対象であった児童や、現在受給している児童手当の申請時に、児童として申告している場合は登録ができています。登録の有無が分からない方はお問い合わせください。